

# 基本計画の構成案

子育て支援・少子化対策条例の体系及び内容に基づく構成案

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

### 2 計画の性格・役割

- ・条例に基づく計画
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく計画

### 3 計画の期間

・22年度～26年度の5年間

## 第2章 子どもと家庭を取り巻く現状と課題

### 1 少子化の進行とその背景

- ・子ども人口の減少(出生数、出生率の低下)
- ・要因:未婚化・晩婚化の進行、夫婦の出生力の低下
- ・背景:価値観の多様化、子育てに対する負担感、仕事と子育てが両立しにくい職場
- ・影響:子どもの健やかな成長への影響、地域活動への影響、地域経済への影響

### 2 子どもと子育て家庭などを取り巻く状況

- ・子どもを取り巻く環境:自然体験などの機会の減少、児童虐待相談件数の増加
- ・家庭を取り巻く環境:家庭の教育力の低下、子育ての経済的・精神的負担感の増大
- ・職場を取り巻く環境:男性の長時間労働、育児休業等が取得しにくい職場環境

### 3 子育て支援・少子化対策の動向

- 国:「次世代育成支援対策推進法」の改正  
児童福祉法の改正など
- 県:「子育て支援・少子化対策条例」の制定など

## 第4章 子育て支援・少子化対策の具体的な展開

詳細は別紙 1

### 1 施策体系

- 家庭・地域における子育て支援
- 仕事と子育ての両立支援
- 子どもの健やかな成長の支援
- 経済的負担の軽減
- 子育て支援の気運の醸成

県が取り組む  
4つの  
基本施策

総合的・計画的に子育て支援・少子化対策を推進

### 2 ライフステージに応じた施策の展開

若者や子育て家庭の目線に立ち、取組をわかりやすく図示

### 3 目標指標の提示

平成26年度までに達成しようとする目標を具体的に設定

## 第3章 計画の目標と基本方針

### 1 めざす社会

「子どもの笑顔と元気な声があふれる活気のある地域社会」の実現に向けてめざす社会を記述。(条例の前文から)

### 2 基本理念

めざす社会の実現に向けて、子育て支援・少子化対策を進めるための基本となる考え方を記述。

### 3 基本目標

基本理念の下、「子どもの笑顔と元気な声があふれる活気のある地域社会」の実現を目指して、次の3点を基本目標として記述。(条例の目的をわかりやすく表現)

- 安心して子どもを産み育てることができる環境をつくる。
- 仕事と家庭生活との両立が実現できる環境をつくる。
- すべての子どもが心身ともに健やかに成長し、次代の社会を担う者として自立できる環境をつくる。

### 4 基本方針

基本目標の達成に向け、条例に掲げる4つの基本施策及びその前提となる県民総ぐるみで取り組む子育て支援の気運の醸成の5つを基本方針として、その考え方を記述。

## 第5章 計画の推進

### 1 主体の役割と協働

- ・県、県民、保護者、事業者等の役割について記述。
- ・また、互いにパートナーシップのもとに連携を図り、取り組んでいくことを記述。

### 2 国への要請

- ・国の責任において取り組むべき事項を記述。
- 例示  
保育料の軽減や奨学金制度の検討等

### 3 計画の推進体制と進行管理

- ・子育て支援・少子化対策県民会議において、施策の点検・評価を行い、県民へ公表することについて記述。
- その際、PDCAサイクルによるフォローアップの仕組みも記述。